

新型コロナウイルス インフルエンザ経過報告書 (保護者等記入)

年 組 番

児童生徒氏名

生年月日 平成・令和 年 月 日

症状出現日：令和 5年 5月 18日 (発症0日)

医療機関診断日：令和 5年 5月 19日 (自宅等での判定日)

医師からの注意事項 (学校へ伝えること)

[ ]

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間(幼児にあっては3日間)経過する必要があります。

この日までは必ずお休みとなります

経過日数	月 日 (曜日)	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
発症日 (0日目)	5月 18日 (木)	午前7時 30分：38.9度	午後 5時 30分：38.5度
1日目	5月 19日 (金)	午前7時 45分：39.0度	午後 5時 20分：38.3度
2日目	5月 20日 (土)	午前7時 40分：38.0度	午後 5時 25分：38.3度
3日目	5月 21日 (日)	午前7時 35分：38.8度	午後 5時 30分：37.4度
4日目	5月 22日 (月)	午前7時 35分：36.6度	午後 5時 30分：36.8度
5日目	5月 23日 (火)	午前7時 30分：36.7度	午後 5時 35分：36.6度
6日目	5月 24日 (水)	午前7時 30分：36.6度	午後 時 分：度
7日目	月 日 ( )	午前 時 分：度	午後 時 分：度
8日目	月 日 ( )	午前 時 分：度	午後 時 分：度
9日目	月 日 ( )	午前 時 分：度	午後 時 分：度
		午前 時 分：度	午後 時 分：度

解熱0日  
解熱1日  
2日

記入日及び保護者氏名を記入

記入日 年 月 日

保護者等氏名：